

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	16	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (軽油引取税)		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長 (鉱さいバラス製造業)		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内においてもっぱら鉱さいの破碎、鉱さいバラスの集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油について、1klにつき32,100円（32.1円／l）の課税免除 ・特例措置の内容 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。 		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 根拠条項：地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項 </div>		
減収見込額	[初年度] - (▲486) [改正増減収額]		
	[平年度] - (▲486) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 ものづくり産業における基礎物資である鋼材の安定的な供給、安全・安心な国民生活や環境問題の解決につながるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO₂排出削減を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 幅広い産業で活用される鋼材の生産工程において必然的に生じる副産物である鉱さいを再生資源に利用できるよう加工する鉱さいバラス製造業は、その多くが中小企業であり、我が国の基幹産業である鉄鋼業の発展を支える重要な位置づけを担っている。また、鉱さいバラスは平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」として指定され、土木資材として全国各地で有効利用されており、省資源・省エネルギーの観点からもリサイクル材としての役割はますます重要となってきた。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

	政策体系における政策目的の位置付け	産業育成 ものづくり																								
合理性	政策の達成目標	我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される鋼材の安定供給を確保する。本制度を通じて、企業の財務基盤の安定化に資する政策的支援を講じ、基礎物資である鋼材の安定供給が図られる事業環境を整備する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO ₂ 排出削減を促進する。																								
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日（3年間）																								
	同上の期間中の達成目標	鉱さいのバラス製造事業者の経営安定を図るとともに、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO ₂ 排出削減を促進する。																								
政策目標の達成状況		本措置により、鉱さいのバラスの破碎、集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保と低廉かつ安定的な鋼材の供給が図られている。また、鉱さいのバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。（鉄鋼製造工程で生成される鉱さいの約99%が鉱さいのバラスとしてリサイクルされている）。																								
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>軽油使用量</th> <th></th> <th>軽油使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>17,381 kl</td> <td>令和2年度</td> <td>15,139 kl</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>17,399 kl</td> <td>令和3年度</td> <td>15,139 kl</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>16,638 kl</td> <td>令和4年度</td> <td>15,139 kl</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>15,752 kl</td> <td>令和5年度</td> <td>15,139 kl</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>15,139 kl</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>令和元年度以降は推計値（鐵鋼スラグ協会調べ）</p>		軽油使用量		軽油使用量	平成27年度	17,381 kl	令和2年度	15,139 kl	平成28年度	17,399 kl	令和3年度	15,139 kl	平成29年度	16,638 kl	令和4年度	15,139 kl	平成30年度	15,752 kl	令和5年度	15,139 kl	令和元年度	15,139 kl		
	軽油使用量		軽油使用量																							
平成27年度	17,381 kl	令和2年度	15,139 kl																							
平成28年度	17,399 kl	令和3年度	15,139 kl																							
平成29年度	16,638 kl	令和4年度	15,139 kl																							
平成30年度	15,752 kl	令和5年度	15,139 kl																							
令和元年度	15,139 kl																									
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、事業者の経営の安定化が図られ、産業基盤を支える鋼材の低廉かつ安定的な供給が可能となり、我が国製造業の国際競争力の強化に寄与している。また、鉱さいのバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。																									
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	一																								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	一																								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	一																								
	要望の措置の妥当性	本措置が廃止され、軽油に課税された場合、その多くが中小企業である鉱さいのバラス製造業者の経営が悪化し、鉱さいの安定的なリサイクルが行われなくなるおそれがあり、こうした状況を回避するためにも、本制度は妥当である。また、鉱さいのバラスは、セメント材料等として、石炭・石灰石の節約、省エネルギー、CO ₂ 排出量の削減に大きく寄与するとともに、平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」にも指定されており、リサイクル材としての役割は極めて重要である。																								

税負担軽減措置等の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>件数</th><th>減収額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成 26 年度</td><td>23 件</td><td>5.4 億円</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>23 件</td><td>5.6 億円</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>26 件</td><td>5.6 億円</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>26 件</td><td>5.3 億円</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>26 件</td><td>5.1 億円</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>26 件</td><td>4.9 億円</td></tr> </tbody> </table> <p>令和元年度は推計値（鐵鋼スラグ協会調べ）</p>				件数	減収額	平成 26 年度	23 件	5.4 億円	平成 27 年度	23 件	5.6 億円	平成 28 年度	26 件	5.6 億円	平成 29 年度	26 件	5.3 億円	平成 30 年度	26 件	5.1 億円	令和元年度	26 件	4.9 億円
	件数	減収額																						
平成 26 年度	23 件	5.4 億円																						
平成 27 年度	23 件	5.6 億円																						
平成 28 年度	26 件	5.6 億円																						
平成 29 年度	26 件	5.3 億円																						
平成 30 年度	26 件	5.1 億円																						
令和元年度	26 件	4.9 億円																						
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>(根拠条文：附 12 条の 2 の 7 ①、措置又は特例名：軽油引取税の課税免除の特例措置)</p> <p>税額 平成 28 年度 84,844,858 千円 平成 29 年度 85,377,911 千円 平成 30 年度 85,002,854 千円</p>																							
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>本措置により、事業者の経営の安定化が図られ、産業基盤を支える鋼材の低廉かつ安定的な供給が可能となり、我が国製造業の国際競争力の強化に寄与している。また、鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に貢献している。</p>																							
前回要望時の達成目標	<p>鉱さいバラス製造事業者の経営安定を図るとともに、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO₂排出削減を促進する。</p>																							
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>本措置により、鉱さいバラスの破碎、集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保と低廉かつ安定的な鋼材の供給が図られている。また、鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。（鉄鋼製造工程で生成される鉱さいの約 99% が鉱さいバラスとしてリサイクルされている）。</p>																							
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 39 年度（創設） 課税免除対象用途は「鉱さいバラスの集積等のために使用する機械の動力源」 ・平成 21 年度税制改正により軽油引取税は目的税（道路特会財源）から普通税に改められたことにより、使途制限が廃止。課税免除措置については 3 年（平成 21 年度～平成 23 年度末）存続。さらに、平成 24 年度、平成 27 年度、平成 30 年度税制改正において、それぞれ 3 年間延長。 																							